

所得の低いかたの保険料負担がさらに軽減されます

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）改正のお知らせ

■平成21年度保険料の軽減

保険料 = 均等割額（被保険者が等しく支払う額）+ **所得割額**（総所得額等 - 基礎控除額33万円）×所得割率

均等割額の軽減 均等割の7割軽減対象者のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員の年金収入が80万円以下（そのほか各種所得がない）の世帯は均等割額を9割軽減します。

※7割軽減対象者とは、世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額などの合計が基礎控除額33万円を超えないかたです。

所得割額の軽減 所得割を負担するかたのうち、総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額（旧ただし書き所得）が58万円以下のかたは所得割額を一律5割軽減します。

制度加入直前に被用者保険の被扶養者であったかたの軽減 均等割額を9割軽減します。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険（平成20年10月より政府管掌健康保険から変更）、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。所得割額は制度加入後2年間かかりません。

■現役並み所得判定基準の見直し

医療機関での窓口負担が「3割」となっているかたで、次のいずれかに該当する場合は、申請することで「1割」に軽減されます。

- ①同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員の収入合計が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）のかた
- ②同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人（収入額が383万円以上）の場合、その世帯の70歳から74歳までのすべてのかたの収入合計が520万円未満のかた

※申請により軽減を受けることができるかたには、申請案内を郵送していますのでご確認ください。

問い合わせ先

国保年金課給付係（☎⑤1111内線246）

アートチャンネル
トワダVOL.8

ANONYMOUS COWARD AWARD

アノニマス・カワード・アワード入賞者の発表！

「A4・匿名」をテーマに全国から作品を公募した結果、北海道から沖縄まで300点を超える作品が寄せられました。2月15日に厳選な審査が行われ、次の作品が入賞しました。作品は3月8日まで現代美術館の企画展示室、稲生町の市民ふれあいホール（小学生以下の作品のみ）で展示しています。

問い合わせ先

アートチャンネルトワダ実行委員会事務局（現代美術館内☎⑩1127）

大賞



いろいろ「郵便車」
本名 大池 偉織さん
（十和田市）

U-18賞



P!「AM2:00」
本名 小田桐 慧美さん
（八戸市）

U-12賞



kirby「人工えいせいからみたけしき」
本名 篠田 兼伍さん
（岩手県盛岡市）

クール賞



アルカ・サニス「Distance」
本名 浅倉 伸さん
（岩手県盛岡市）

実行委員会賞



86「シアワセウサギ」
本名 佐藤 瑛里佳さん
（黒石市）

現代美術館賞



ラパンアジル
「十和田市現代美術館」
本名 坂本 英子さん
（八戸市）

商店街賞



kiri「うたうしろ」
本名 新井 木理子さん
（東京都）

ペンネーム「作品名」
本名（住所）